

下級裁判所裁判官指名諮問委員会東京地域委員会（第54回）

第1分科会議事要旨

（東京地域委員会庶務）

1 日時

平成28年9月12日（月）午後1時30分から午後2時12分まで

2 場所

東京高等裁判所第2中会議室

3 出席者

（分科会長） 貝阿彌誠

（委員） 上原敏夫， 齋藤祐一

（庶務） 佐藤東京高裁総務課長， 三吉東京高裁総務課課長補佐， 青木東京高裁総務課専門官

（説明者） 吉崎東京高裁事務局長

4 議題

(1) 報告

ア 前回の議事要旨の確定について

イ 前回の第1分科会以後に提出された情報の取扱いについて

ウ 前回取りまとめた情報を踏まえた下級裁判所裁判官指名諮問委員会の審議結果等について

(2) 協議

ア 第75回指名諮問委員会の協議内容報告

イ 平成29年4月期の弁護士任官候補者に関する情報の収集について

ウ 平成29年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報の収集について

(3) 今後の予定等

5 議事

## (1) 報告

### ア 前回の議事要旨の確定について

説明者から、前回の議事要旨について、委員からの意見も踏まえて確定し、ホームページに掲載済みであることが報告された。

### イ 前回の第1分科会以後に提出された情報の取扱いについて

前回以降、4件の新たな情報が東京地域委員会あてに提出されたが、いずれも指名諮問委員会から情報収集を依頼された平成28年下半期の再任等候補者ではなかったため、委員長の判断の下、当地域委員会で決められた情報の取扱いのとおり、指名諮問委員会に送付しないこととされた旨が報告された。

### ウ 前回取りまとめた情報を踏まえた下級裁判所裁判官指名諮問委員会の審議結果等について

説明者から、平成28年7月6日に開催された指名諮問委員会における協議の結果は、平成28年下半期の再任（判事任命）候補者については、判事任命願又は再任願を提出した106人のうち、その後出向した2人を除く、104人について審議が行われ、いずれの者についても指名適当と答申され、平成28年8月期の出向からの復帰候補者1人についても審議が行われ、指名適当と答申され、平成28年10月期の弁護士任官候補者については、任官希望を提出した1人について審議が行われ、指名不適当と答申されたことが報告された。

## (2) 協議

### ア 第75回指名諮問委員会の協議内容報告

説明者から、9月2日に開催された指名諮問委員会では、平成29年上半期の再任（判事任命）候補者及び平成29年4月期の弁護士任官候補者に関する情報収集の在り方について審議されたことが報告された。

### イ 平成29年4月期の弁護士任官候補者に関する情報収集について

庶務から、平成29年4月期の弁護士任官候補者6人のうち、2人が当分科会に関係するとの説明があった。

協議の結果、弁護士任官候補者に関する情報収集については、これまでと同様、別紙1及び別紙2の各書式により裁判所及び検察庁に情報受付の周知を依頼すること、別紙3の書式により担当事件の相手方代理人である弁護士に情報提供を依頼すること、別紙4の書式により弁護士任官候補者に関する情報提供者の氏名等の提供を弁護士任官候補者に依頼し、これにより得られた情報提供者に別紙5の書式により情報提供を依頼することとされた。

なお、弁護士任官候補者に関する情報の受付期限は、10月21日（金）までとすることとされた。

ウ 平成29年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について

説明者から、平成29年上半期の再任（判事任命）候補者185人のうち、80人が当地域委員会に関係し、うち46人が当分科会に関係するとの説明があった。

協議の結果、再任（判事任命）候補者に関する情報収集については、別紙6及び7の書式により、これまでと同様、現任庁に対応する検察庁及び弁護士会に名簿を提供して情報受付の周知を依頼することとされた。再任（判事任命）候補者に関する情報の受付期限については、10月21日（金）までとすることとされた。

また、情報収集の在り方に関する指名諮問委員会からの要請を受けて、東京地域委員会として、情報収集の依頼文書につき、同文書中の「留意事項」のうち徹底してもらいたい事項について、下線を付してこれを送付したが、第75回指名諮問委員会において、それでも一部の弁護士会においては、なお、弁護士会を経由する情報提供が継続されたことから、指名諮問委員会の考え方の周知をこれまで以上に徹底し、制度の理解を深めるための方策を執るべきとの意見が出され、同委員会委員長から各地域委員会委員長に対し、

再度強い要請があったことを踏まえ、その旨を依頼文書に記載することとされた。

なお、以上の点について第2分科会での協議の結果と相違する場合には、当分科会長（委員長）が第2分科会長との間で調整して決することとされた。

(3) 今後の予定等

次回は、今回の当分科会で確定した情報収集方法により収集した弁護士任官候補者及び再任（判事任命）候補者に関する情報の取りまとめを行うこととされた。

次回の当分科会は、10月31日（月）午後1時30分から第2中会議室で開催することとされた。

以 上

(別紙1)

平成28年9月××日

東京高等裁判所長官 殿  
東京地方裁判所長 殿  
東京家庭裁判所長 殿  
東京高等検察庁検事長 殿  
東京地方検察庁検事正 殿

《各別に宛先記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会地域委員長 貝阿彌 誠

裁判官への任官希望者に関する情報受付の周知について

(依頼)

この度、平成29年4月1日付けで裁判官への任官を希望する下記1の者（以下「任官希望者」という。）に関し、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から当地域委員会に情報収集の依頼がありました。

ついては、貴庁所属の裁判官（検察官）に対し、任官希望者を裁判官に指名することの適否に関する情報を有する場合には、下記2の要領により当地域委員会がこれを受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

なお、任官希望者の担当事件リストを送付しますので、情報を提供する際の参考としてください。

記

1 任官希望者

〇〇弁護士会所属 ○ ○ ○ ○ (〇〇期)

## 2 情報受付の要領

### (1) 情報の受付期間

平成28年10月21日（金）まで（ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。）

### (2) 情報の受付方法

任官希望者の指名の適否に関する情報（具体的な事案）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各個人から直接、当地域委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に郵送し（親展表示をする。）、又は持参する方法による。

文書のあて先 東京地域委員会地域委員長

送付先 〒100-8933 千代田区霞が関1-1-4

東京高等裁判所事務局総務課長

**【担当事件リストを添付】**

(別紙2)

平成28年9月××日

担当事件係属庁の長 殿 《担当事件係属庁別に記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会地域委員長 貝阿彌 誠

裁判官への任官希望者に関する情報受付の周知について

(依頼)

この度、平成29年4月1日付けで裁判官への任官を希望する下記1の者（以下「任官希望者」という。）に関し、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から当地域委員会に情報収集の依頼がありました。

については、任官希望者の担当事件リストを添付しますので、貴庁所属の当該事件担当裁判官に対し、任官希望者を裁判官に指名することの適否に関する情報を有する場合には、下記2の要領により当地域委員会がこれを受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

記

1 任官希望者

〇〇弁護士会所属 ○ ○ ○ ○ (〇〇期)

2 情報受付の要領

(1) 情報の受付期間

平成28年10月21日（金）まで（ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。）

(2) 情報の受付方法

任官希望者の指名の適否に関する情報（具体的な事案）並びに情報提供者の

氏名及び所属を記載した書面を，各個人から直接，当地域委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に郵送し（親展表示をする。），又は持参する方法による。

文書のあて先 東京地域委員会地域委員長

送付先 〒100-8933 千代田区霞が関1-1-4

東京高等裁判所事務局総務課長

**【担当事件リスト中の係属事件を添付】**



(別紙3)

平成28年9月××日

弁護士 ○ ○ ○ ○ 殿 《担当事件の相手方代理人を各別に記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会地域委員長 貝阿彌 誠

裁判官への任官希望者に関する情報の提供について（依頼）

この度、平成29年4月1日付けで裁判官への任官を希望する下記1の者（以下「任官希望者」という。）に関し、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から当地域委員会に情報収集の依頼がありました。

ついでには、任官希望者が担当した別紙の事件を通じて、任官希望者を裁判官に指名することの適否に関する情報を有する場合には、下記2の要領により当地域委員会に情報を提供していただきますようお願いします。

記

1 任官希望者

○○弁護士会所属 ○ ○ ○ ○ (○○期)

2 情報受付の要領

(1) 情報の受付期間

平成28年10月21日（金）まで（ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。）

(2) 情報の受付方法

任官希望者の指名の適否に関する情報（具体的な事案）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各個人から直接、当地域委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に郵送し（親展表示をする。）、又は持参

する方法による。

文書のあて先 東京地域委員会地域委員長

送付先 〒100-8933 千代田区霞が関1-1-4

東京高等裁判所事務局総務課長

**【各担当事件の係属裁判所名，事件番号等を添付】**

(別紙4)

平成28年9月××日

弁護士 ○ ○ ○ ○ 殿《任官希望者を記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会地域委員長 貝阿彌 誠

裁判官への任官希望者の実情をよく知る者の氏名等の提供に  
ついて（依頼）

この度、貴殿が平成29年4月1日付けで裁判官への任官を希望されたことに伴い、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から当地域委員会に情報収集の依頼がありました。

については、貴殿の弁護士活動の実情をよく知っている方に対し、当地域委員会において弁護士任官に関する情報をお伺いする必要があると思料しますので、お手数ですが、下記の例に該当するような弁護士（10人程度）の住所、氏名及び貴殿との関係を記載した書面を、9月××日（×）《発出日から10日後を記載》までに、当地域委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長あてに郵送し（親展表示をする。）、又は持参する方法により提出してください。

記

- 1 現在、弁護士事務所又は弁護士と雇用契約を締結している場合、当該事務所を経営する弁護士又は雇用者である弁護士
- 2 現在、弁護士事務所を共同経営している場合、共同の経営者（パートナー弁護士）
- 3 直近3年以内の主たる弁護活動において、共に活動したことのある弁護士
- 4 直近3年以内の弁護士としての公的活動において、共に活動したことのある

弁護士

文書のあて先 東京地域委員会地域委員長

送付先 〒100-8933 千代田区霞が関1-1-4

東京高等裁判所事務局総務課長

(別紙5)

平成28年9月××日

弁護士 ○ ○ ○ ○ 殿

《任官希望者の弁護士活動の実情をよく知る者を各別に記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会地域委員長 貝阿彌 誠

裁判官への任官希望者に関する情報の提供について（依頼）

この度、平成29年4月1日付けで裁判官への任官を希望する下記1の者（以下「任官希望者」という。）に関し、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から当地域委員会に情報収集の依頼がありました。

ついては、任官希望者を裁判官に指名することの適否に関する情報を有する場合には、下記2の要領により当地域委員会に情報を提供していただきますようお願いいたします。

記

1 任官希望者

○○弁護士会所属 ○ ○ ○ ○ (○○期)

2 情報受付の要領

(1) 情報の受付期間

平成28年10月21日（金）まで（ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。）

(2) 情報の受付方法

任官希望者の指名の適否に関する情報（具体的な事案）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各個人から直接、当地域委員会の庶務を担当

する東京高等裁判所事務局総務課長に郵送し（親展表示をする。）、又は持参する方法による。

文書のあて先 東京地域委員会地域委員長

送付先 〒100-8933 千代田区霞が関1-1-4

東京高等裁判所事務局総務課長

(別紙6)

平成28年9月××日

東京高等検察庁検事長 殿 《各別に宛先記載》

〇〇地方検察庁検事正 殿

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会地域委員長 貝阿彌 誠

裁判官指名候補者に関する情報受付の周知について（依頼）

貴庁に対応する裁判所所属の平成29年上半期（2月から10月まで）の再任（判事任命）を希望する者（以下「指名候補者」という。）は、別添「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

ついては、貴庁所属の検察官に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には、下記の方法により当委員会がこれを直接受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

記

1 情報の受付期間

平成28年10月21日（金）まで（ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。）

2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報（具体的な事実）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、指名候補者ごとに用紙を分けて、各個人から直接、当委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に対し郵送（親展表示、「地域委員会関係」と朱書きする。）又は持参する方法による。

3 情報収集における留意事項

裁判官の職権の独立に対する影響，プライバシーへの配慮，適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと，所属の検察官からの情報提供は，各検察官から直接，当地域委員会宛てに具体的内容をもって行っていただくよう御配慮をお願いしたい。

先般，下級裁判所裁判官指名諮問委員会から，弁護士会として所属する弁護士からの情報を取りまとめることや段階評価式アンケートによる情報収集は相当ではないという同委員会の考え方の周知をこれまで以上に徹底し，制度についての理解を深めるための方策を執っていただきたいとの要請があり，御配慮をお願いしました。ところが，一部の弁護士会において，なお，弁護士会を経由する情報提供が継続されていたことから，今般，同委員会から，これまで以上に周知の徹底と制度理解の方策を執っていただきたいとの強い要請があったので，格別の御配慮をお願いしたい。

文書のあて先 東京地域委員会地域委員長

送付先 〒100-8933 千代田区霞が関1-1-4

東京高等裁判所事務局総務課長



(別紙7)

平成28年9月××日

〇〇弁護士会会長 殿 《会長名も記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会地域委員長 貝阿彌 誠

裁判官指名候補者に関する情報受付の周知について（依頼）

貴会に対応する裁判所所属の平成29年上半期（2月から10月まで）の再任（判事任命）を希望する者（以下「指名候補者」という。）は、別添「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

ついては、貴会所属の弁護士に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には、下記の方法により当委員会がこれを直接受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

記

1 情報の受付期間

平成28年10月21日（金）まで（ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。）

2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報（具体的な事実）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、指名候補者ごとに用紙を分けて、各個人から直接、当委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に対し郵送（親展表示、「地域委員会関係」と朱書きする。）又は持参する方法による。

3 情報収集における留意事項

裁判官の職権の独立に対する影響，プライバシーへの配慮，適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと，所属する会員からの情報提供は，各弁護士から直接，当地域委員会宛てに具体的内容をもって行っていただくよう御配慮をお願いしたい。

先般，下級裁判所裁判官指名諮問委員会から，弁護士会として所属する弁護士からの情報を取りまとめることや段階評価式アンケートによる情報収集は相当ではないという同委員会の考え方の周知をこれまで以上に徹底し，制度についての理解を深めるための方策を執っていただきたいとの要請があり，御配慮をお願いしました。ところが，一部の弁護士会において，なお，弁護士会を経由する情報提供が継続されていたことから，今般，同委員会から，これまで以上に周知の徹底と制度理解の方策を執っていただきたいとの強い要請があったので，格別の御配慮をお願いしたい。

文書のあて先 東京地域委員会地域委員長

送付先 〒100-8933 千代田区霞が関1-1-4

東京高等裁判所事務局総務課長

下級裁判所裁判官指名諮問委員会東京地域委員会（第54回）

第2分科会議事要旨

（東京地域委員会庶務）

1 日時

平成28年9月16日（金）午前10時00分から午前10時32分まで

2 場所

東京高等裁判所第2中会議室

3 出席者

（分科会長）加藤哲夫

（委員）富田善範，永井徹，細田初男

（庶務）佐藤東京高裁総務課長，三吉東京高裁総務課課長補佐，青木東京高裁総務課専門官

（説明者）吉崎東京高裁事務局長

4 議題

(1) 報告

ア 前回の議事要旨の確定について

イ 前回取りまとめた情報を踏まえた下級裁判所裁判官指名諮問委員会の審議結果等について

(2) 協議

ア 第75回指名諮問委員会の協議内容報告

イ 平成29年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報の収集について

(3) 今後の予定等

5 議事

(1) 新委員の紹介

協議に先立ち，退任した古田委員の後任として，富田委員が紹介された。

## (2) 報告

### ア 前回の議事要旨の確定について

説明者から、前回の議事要旨について、委員からの意見も踏まえて確定し、ホームページに掲載済みであることが報告された。

### イ 前回取りまとめた情報を踏まえた下級裁判所裁判官指名諮問委員会の審議結果等について

説明者から、平成28年7月6日に開催された指名諮問委員会における協議の結果は、平成28年下半期の再任（判事任命）候補者については、判事任命願又は再任願を提出した106人のうち、その後、出向した2人を除く、104人について審議が行われ、いずれの者についても指名適当と答申され、平成28年8月期の出向からの復帰候補者1人についても審議が行われ、指名適当と答申され、平成28年10月期の弁護士任官候補者については、任官希望を提出した1人について審議が行われ、指名不適当と答申されたことが報告された。

## (3) 協議

### ア 第75回指名諮問委員会の協議内容報告

説明者から、9月2日に開催された指名諮問委員会では、平成29年上半期の再任（判事任命）候補者及び平成29年4月期の弁護士任官候補者に関する情報収集の在り方について審議がされたことが報告された。

### イ 平成29年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について

説明者から、平成29年上半期の再任（判事任命）候補者185人のうち、80人が当地域委員会に関係し、うち34人が当分科会に関係するとの説明があった（併せて平成29年4月期の弁護士任官候補者のうち2人が東京地域委員会に関係するが、当分科会に関係する者はいないとの説明があった。）。

協議の結果、再任（判事任命）候補者に関する情報収集については、別紙1及び2の書式により、これまでと同様、現任庁に対応する検察庁及び弁護

士会に名簿を提供して情報受付の周知を依頼することとされた。再任（判事任命）候補者に関する情報の受付期限については、10月21日（金）までとすることとされた。

また、情報収集の在り方に関する指名諮問委員会からの要請を受けて、東京地域委員会として、情報収集の依頼文書につき、同文書中の「留意事項」のうち徹底してもらいたい事項について、下線を付してこれを送付したが、第75回指名諮問委員会において、それでも一部の弁護士会においては、なお、弁護士会を経由する情報提供が継続されたことから、指名諮問委員会の考え方の周知をこれまで以上に徹底し、制度の理解を深めるための方策を執るべきとの意見が出され、同委員会委員長から各地域委員会委員長に対し、再度強い要請があったことを踏まえ、その旨を依頼文書に記載することとされた。

なお、説明者から、以上の点は9月12日に開催された第1分科会での協議内容と同一であるとの報告がされた。

#### (4) 今後の予定等

次回は、今回の当分科会で確定した情報収集方法により収集した弁護士任官候補者及び再任（判事任命）候補者に関する情報の取りまとめを行うこととされた。

次回の当分科会は、10月31日（月）午前10時00分から第2中会議室で開催することとされた。

以 上

(別紙1)

平成28年9月××日

東京高等検察庁検事長 殿 《各別に宛先記載》

〇〇地方検察庁検事正 殿

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会地域委員長 貝阿彌 誠

裁判官指名候補者に関する情報受付の周知について（依頼）

貴庁に対応する裁判所所属の平成29年上半期（2月から10月まで）の再任（判事任命）を希望する者（以下「指名候補者」という。）は、別添「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

については、貴庁所属の検察官に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には、下記の方法により当委員会がこれを直接受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

記

1 情報の受付期間

平成28年10月21日（金）まで（ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。）

2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報（具体的な事実）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、指名候補者ごとに用紙を分けて、各個人から直接、当委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に対し郵送（親展表示、「地域委員会関係」と朱書きする。）又は持参する方法による。

3 情報収集における留意事項

裁判官の職権の独立に対する影響，プライバシーへの配慮，適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと，所属の検察官からの情報提供は，各検察官から直接，当地域委員会宛てに具体的内容をもって行っていただくよう御配慮をお願いしたい。

先般，下級裁判所裁判官指名諮問委員会から，弁護士会として所属する弁護士からの情報を取りまとめることや段階評価式アンケートによる情報収集は相当ではないという同委員会の考え方の周知をこれまで以上に徹底し，制度についての理解を深めるための方策を執っていただきたいとの要請があり，御配慮をお願いしました。ところが，一部の弁護士会において，なお，弁護士会を経由する情報提供が継続されていたことから，今般，同委員会から，これまで以上に周知の徹底と制度理解の方策を執っていただきたいとの強い要請があったので，格別の御配慮をお願いしたい。

文書のあて先 東京地域委員会地域委員長

送付先 〒100-8933 千代田区霞が関1-1-4

東京高等裁判所事務局総務課長

(別紙2)

平成28年9月××日

〇〇弁護士会会長 殿 《会長名も記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会地域委員長 貝阿彌 誠

裁判官指名候補者に関する情報受付の周知について（依頼）

貴会に対応する裁判所所属の平成29年上半期（2月から10月まで）の再任（判事任命）を希望する者（以下「指名候補者」という。）は、別添「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

ついては、貴会所属の弁護士に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には、下記の方法により当委員会がこれを直接受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

記

1 情報の受付期間

平成28年10月21日（金）まで（ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。）

2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報（具体的な事実）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、指名候補者ごとに用紙を分けて、各個人から直接、当委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に対し郵送（親展表示、「地域委員会関係」と朱書きする。）又は持参する方法による。

3 情報収集における留意事項



裁判官の職権の独立に対する影響，プライバシーへの配慮，適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと，所属する会員からの情報提供は，各弁護士から直接，当地域委員会宛てに具体的内容をもって行っていただくよう御配慮をお願いしたい。

先般，下級裁判所裁判官指名諮問委員会から，弁護士会として所属する弁護士からの情報を取りまとめることや段階評価式アンケートによる情報収集は相当ではないという同委員会の考え方の周知をこれまで以上に徹底し，制度についての理解を深めるための方策を執っていただきたいとの要請があり，御配慮をお願いしました。ところが，一部の弁護士会において，なお，弁護士会を経由する情報提供が継続されていたことから，今般，同委員会から，これまで以上に周知の徹底と制度理解の方策を執っていただきたいとの強い要請があったので，格別の御配慮をお願いしたい。

文書のあて先 東京地域委員会地域委員長

送付先 〒100-8933 千代田区霞が関1-1-4

東京高等裁判所事務局総務課長